

令和8年度十和田市ウェディングメモリアル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、婚姻に伴う経済的負担の軽減及び市内経済の活性化に資することを目的として、予算の範囲内において令和8年度十和田市ウェディングメモリアル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。
- (2) 新婚世帯 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間中に婚姻届を提出し、受理された世帯で、夫婦共に補助金の申請時において本市に住所を有している世帯をいう。
- (3) 市内事業者 市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす世帯に属する者とする。

- (1) 新婚世帯であること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 過去に十和田市ウェディングメモリアル事業による補助金の交付を受けた世帯でないこと。
- (4) 夫婦共に市区町村税に滞納がないこと。
- (5) 夫婦共に十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものに要した経費のうち、補助対象期間内において市内事業者に支払ったものに限る。

- (1) 結婚式
- (2) フォトウェディング
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付の回数は、同一世帯につき1回限りとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じるときはその端数を切り捨てた額)又は30万円のいずれか低い額以内とする。

(補助金の交付の申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和8年度十和田市ウェディングメモリアル事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書の写し又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の住所が市内にあることを証する書類
- (3) 夫婦の市区町村税に滞納がないことを証する書類
- (4) 補助対象経費に係る実施内容がわかるもの及び当該補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (5) 債権者登録申請書(登録済みの場合を除く。)
- (6) 本事業の実施に係るアンケート
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第2号及び第3号に規定する書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付を決定した場合にあっては補助金の額を確定し、令和8年度十和田市ウェディングメモリアル事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に規定する要件を欠いていたことが判明したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消ししたときは、令和8年度十和田市ウェディングメモリアル事業補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和8年度十和田市ウェディングメモリアル事業補助金返還命令書（様式第4号）により、期限を定めて、当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき 補助金の全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき 市長が定める額

（報告、現地調査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（調査への協力）

第10条 申請者は、補助金の交付及び返還等に関し、市長が必要な調査等を行う場合には、これに協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月27日から施行する。